



北海道地域福祉支援計画【概要版】

計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 地域福祉を取り巻く
現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の推進

- 社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
- 「北海道総合計画」の福祉分野における特定分野別計画
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する計画
- 市町村が策定する地域福祉計画の達成に資するよう、広域的な見地から市町村の取組を支援

【主な施策の体系】

«めざす姿»

『安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現』

施策
の柱

①地域福祉を支える
【人づくり】

1 地域福祉を担う人材の
確保と資質の向上

2 地域福祉の核となる
次世代の育成

施
策
項
目

②支え合いの
【仕組み（基盤）づくり】

1 希望や自立につなぐ
セーフティネットの整備

2 福祉サービスにおける
基盤整備の促進

3 災害時に備えた地域
支援体制の構築

4 権利擁護体制の充実

③暮らしやすい
【地域づくり】

1 地域福祉計画の推進
支援

2 住民主体による支え合い
の地域づくり

3 ユニバーサルデザインの
まちづくり

4 他分野との連携

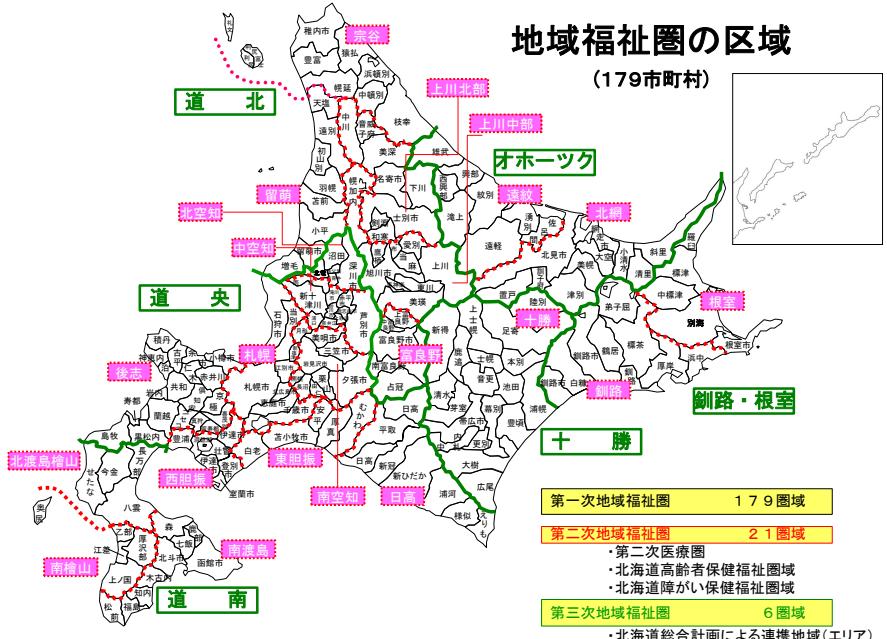


計画策定の趣旨

- 少子高齢化等による急速な人口減少や価値観の多様化、地域における人々のつながりの希薄化などを背景として、高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待や孤立死への対応、生活困窮者への支援など、地域福祉をめぐる諸課題は複雑化・深刻化してきています。
- こうした中、道では、高齢者や障がいのある方、子ども等を含む全ての人々がお互いに支え合いながら、一人ひとりが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現をめざして、分野横断的に共通して取り組むべき施策等を推進するため、本計画を策定するものです。

本道の現状と課題

- 本道の人口は、平成10年から減少を続け、現在も全国を上回るスピードで人口減少が続いています。
- 高齢化率が全国を上回る伸びとなる一方、出生数が減少し、合計特殊出生率は全国を下回って推移しています。
- 生活保護率は増加傾向にあり、全国平均を上回っています。
- 障がいのある方や認知症高齢者が増加傾向にあります。
- ひとり親世帯は減少傾向にあるものの、母子世帯で低所得層が多い状況がみられます。
- 介護職員の人材確保が困難となってきているほか、民生委員・児童委員の担い手確保が困難な市町村が増えています。
- 全市町村で包括的な支援体制の整備が図られるよう、改正社会福祉法(H29.6月改正)の趣旨を踏まえた計画の策定や見直しが必要です。



圏域の設定

- 提供する福祉サービスの範囲については、道民にとって一番身近な市町村単位を基本としますが、限られた人材や施設の偏在等の地域特性を踏まえ、次の圏域を設定し重層的な提供体制づくりを進めます。

第一次地域福祉圏（179圏域）

- ・ 日常生活に密着した身近な福祉サービスを提供する基本的な地域単位（市町村行政区域）

第二次地域福祉圏（21圏域）

- ・ 比較的高度で専門性の高いサービスを提供する地域単位

第三次地域福祉圏（6圏域）

- ・ 高度で専門的な福祉サービスを提供する地域単位



(1) 地域福祉を担う人材の確保と資質の向上

(2) 地域福祉の核となる次世代の育成



主な取組

■ 地域福祉を担う人材の確保と資質の向上

(1) 専門職の人材確保と
資質の向上

- 取組
- 専門職の資質向上や事業所管理者向けの多様なニーズに応じた研修等の推進
 - 福祉・介護分野の求職者に対する相談・研修・就労等の支援
 - 地域における効果的な人材確保のあり方の検討
 - 福祉・介護職員の離職防止に向けた労働環境の充実
 - 福祉・介護分野の潜在的有資格者等への再就職に向けた支援

(2) 地域福祉を支える多様
な人材の育成

- 取組
- 地域住民が地域福祉の取組に主体的に参画できるよう、核となる共生型コーディネーター
やコミュニティソーシャルワーカーの育成
 - 地域のニーズに応えるボランティア活動等の中核となる人材育成研修の実施
 - 若年層や中高年齢者、アクティブシニア等の多様な人材の参入の促進

■ 地域福祉の核となる次世代の育成

(1) 福祉・介護に対する
理解の促進

- 取組
- 将来の専門職や専門職以外の福祉の担い手の育成・確保に向けた児童に対する体験学
習等の取組の推進
 - 中高校生等に対する就業体験等や高校や大学の進路指導窓口への働きかけによる福祉
・介護業務の魅力発信

2 支え合いの **仕組み** (基盤)づくり

主な取組

- (1) 希望や自立につなぐセーフティネットの整備
- (2) 福祉サービスにおける基盤整備の促進
- (3) 災害時に備えた地域支援体制の構築
- (4) 権利擁護体制の充実



■ 希望や自立につなぐセーフティネットの整備

(1) 地域福祉の基盤となる体制づくり

取組

- 地域の実情や住民のニーズに対応する相談体制の充実・強化
- 住民が主体的にボランティア活動に参加する気運の醸成
- 福祉的な支援を要する累犯者等を必要なサービス等につなげる相談支援体制の確保

(2) 生活困窮者等の生活保障と自立支援

取組

- 生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援体制の確保や必要な資金の貸付の推進
- 生活保護受給者の自立に向けた福祉事務所による自立支援プログラムの策定等の支援
- ホームレスの自立支援やホームレスを生み出さない地域社会に向けた就労体験等の推進
- 貧困が世代を超えて連鎖する事がないよう、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援など、必要な環境整備と教育の機会の均等に向けた取組の推進

■ 福祉サービスにおける基盤整備の促進

(1) 地域での生活を支える基盤の確保

取組

- 心身の状態や生活環境に合わせた、住まいや日中活動の場の確保等の基盤整備の促進
- 福祉有償運送の円滑な運用など、地域が主体となった移動手段の確保の取組推進

(2) 福祉サービスの質の一層の向上

取組

- 安心して福祉サービスが受けられるよう、社会福祉法人等に対する指導監査等の実施
- 第三者機関による福祉サービスの評価及び結果公表の促進
- 福祉サービスに関する苦情を解決するための体制確保
- 同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスが受けられる「共生型サービス」の提供体制の整備推進

■ 災害時に備えた地域支援体制の構築

(1) 災害時における地域の支援体制づくり

取組

- 災害時に支援を必要とする方が、迅速かつ安全に避難できるよう、各種計画の作成促進
- 災害派遣協定や避難受入協力等の連携、コミュニケーション支援等の充実
- 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの普及やコーディネーター養成研修による人材育成の支援
- 福祉避難所の指定促進やその設置・運営に必要な物資、器材、人材確保への支援

■ 権利擁護体制の充実

(1) 利益を保護するための仕組みづくり

取組

- 権利擁護のためのシンポジウムの開催など、認知症や障がい等に対する理解の促進
- 成年後見制度の利用支援や権利擁護に関する制度等の普及啓発
- 市町村や関係機関では対応困難な虐待事例等に対する専門的な助言・支援

3 暮らしやすい **地域づくり**

- (1) 地域福祉計画の推進支援
- (2) 住民主体による支え合いの地域づくり
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (4) 他分野との連携



主な取組

■ 地域福祉計画の推進支援

(1) 地域福祉計画の策定等の支援



取組

- 「地域福祉計画策定ガイドライン」(改訂版)の活用や参考となる市町村の事例、活用可能な補助事業の紹介等を通じた市町村の計画策定等の支援

(2) 地域福祉計画等に基づく取組の支援



取組

- 地域福祉に関する普及啓発や先進的な取組の情報提供など、地域の実情に応じた市町村ごとの取組の促進

■ 住民主体による支え合いの地域づくり

(1) 支え合いの地域づくり



取組

- 市町村や関係機関・団体等による支援が重層的に提供される地域づくりの促進
- 「地域での見守り活動推進会議」における地域での取組状況や体制に関する情報共有など、関係者の連携・協働による地域での見守り活動の推進
- 共同募金運動や民間等による支援の取組への理解促進を通じた地域福祉の充実に向けた活動促進
- 住民同士が互いに助け合い、支え合いの活動の「場」とする共生型地域福祉拠点の整備、普及啓発等の取組の推進



■ ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 誰もが暮らしやすい
地域づくり



取組

- 北海道福祉のまちづくり条例の普及啓発等による福祉のまちづくりに係る気運の醸成
- 道立施設の必要なバリアフリー化等の福祉環境の整備
- 福祉的配慮に優れた公共施設等の整備や福祉用具、団体等の活動に対する表彰や資金の貸付等の推進
- ヘルプマークやヘルプカードの普及推進や障がい者等用駐車スペースへの理解促進のほか、学齢期からの福祉教育等を通じた「心のバリアフリー」の推進

■ 他分野との連携

(1) 政策間連携の推進



取組

- 保健・医療・福祉はもとより、雇用・就労、住まい、教育、産業など福祉以外の他分野の関連計画に基づく施策との横断的な連携の下、各種取組の推進

【指標】

項目	現況	目標	項目	現況	目標
北海道福祉人材センターの支援による介護職員の就業者数	143人(見込) H29	230人 H37	市町村福祉避難所の指定状況	144市町村 H28	全市町村 H31
地域の包括的な支援の核となる人材養成数	115市町村 H29	全市町村に1名以上 H35	市町村地域福祉計画策定市町村	90市町村 H29	全市町村 H32
災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定市町村	27市町村 H29	全市町村 H31	共生型地域福祉拠点設置市町村	147市町村 H28	全市町村 H31

計画推進の手立て

[計画の推進]

- 計画の推進に当たっては、道民の皆さまの理解と協力、さらには地域福祉に関する取組への積極的・主体的な参加が不可欠なことから、ホームページ等の様々な媒体を活用し、全ての道民が計画の趣旨を共有できるよう努めます。

[市町村との連携]

- 地域福祉の取組を推進する上では、住民に最も身近な市町村が策定した地域福祉計画に基づく取組が基本となることから、道は、これを支援しつつ、より広域的かつ専門的な観点から取組を進めるなど、市町村との緊密な連携と適切な役割分担の下、計画を推進します。

[庁内における横断的連携体制の確保]

- 道庁内関係部署で構成する庁内連携会議において、福祉分野に共通する指標の進捗管理や必要に応じた課題の共有、取組の調整等を図るなど、分野横断的な連携体制を確保します。



計画の進行管理等

- この計画の主な施策の内容や取組方法等については、「計画策定」・「実行」・「評価」・「改善」(PDCA)サイクルに基づく点検手法による進行管理を行います。
- また、この計画に定める取組の推進状況については、北海道社会福祉審議会等に報告するなどして、幅広く地域福祉に関する情報・意見を求めながら、効果的・効率的な地域福祉施策の展開を図ります。

